

11月は児童虐待防止推進月間です!!

早く気づいて相談を!!



1 児童虐待とは!?

子どもを守るべき立場にある親や親に代わる保護者によって、子どもの心や体に加えられる、子どもにとって有害な行為をいいます。

たとえ「しつけ」のつもりで行った行為でも、子どもの心に深い傷を残すだけではなく、尊い生命を奪ってしまうこともあります。虐待であるか否かは、子どもの立場に立って判断されなければなりません。

2 虐待の種類

- ・身体的虐待・・・殴る、蹴る、火傷を負わせる、溺れさせるなど
- ・性的虐待・・・性行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ・ネグレクト・・・食事を与えない、家に閉じこめる、ひどく不潔にするなど
- ・心理的虐待・・・言葉による脅かし、無視、兄弟間の差別的扱いなど

3 子どもを虐待から守るための5か条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
- ②「しつけのつもり・・・」は言い訳(子どもの立場で判断)
- ③ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行)
- ④親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

4 虐待かも!と感じたら・・・連絡・相談を!

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を発見した者は、これを福祉事務所または児童相談所に通告しなければなりません。(児童福祉法第25条) ※通告義務は国民一般に課せられた義務です。電話や口頭でも差し支えありません。

もしや虐待では...と感じたら福祉事務所(児童家庭課)または児童相談所に相談しましょう。(相談者)

通報者のプライバシーは守られます。

*うるま市児童家庭課

(家庭児童相談室)

月～金 8時30分～17時15分

☎973-49883

*沖縄県コザ児童相談所

月～金 8時30分～17時30分

☎937-08559

*子ども虐待ホットライン

夜間17時30分～翌朝8時30分

土・日・祝(24時間対応)

☎886-29000

*沖縄県うるま警察署

☎973-0110

*沖縄県石川警察署

☎964-4110

※緊急の場合は「110番」通報
しましょう!!



5 うるま市要保護児童対策地域協議会を設置しました。

市は平成17年6月9日に「児童虐待防止ネットワーク協議会」を立ち上げて、これまで児童虐待の早期発見と未然防止に取り組んできました。

これまでの協議会を発展解消し、要保護児童に対する取り組みを更に充実強化していくために、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」を平成19年4月1日に設置しました。

児童虐待については、マスコミでも毎日のように悲惨な事件が報道される心の痛む状況が続いています。本市において、このようなことが無い様、当協議会の機能が十分に発揮され、地域住民が一体となり、すべての子ども達の健やかな成長を見守る為に関係機関・団体・市民の皆様のご協力をお願い致します。

うるま市要保護児童対策地域協議会事務局
児童家庭課
☎973-49883